

特定非営利活動法人つくば心理支援総合研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくば心理支援総合研究所といい、略称をNPOココラボつくば (CoCoLaboTsukuba) という。ただし、登記上は、特定非営利活動法人つくば心理支援総合研究所と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県土浦市神立町3628-8に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会的援助を求める人に対して、関連する情報と支援を提供する事業を行い、また集めた情報を基礎にしたネットワークを構築することにより、地域住民の福祉の増進ならびに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害、もしくは、こころの問題についての電話ならびに面接相談窓口の開設ならびに運営の事業
- ② 障害、もしくは、こころの問題に関わる情報の収集ならびに対応方法に関する研究開発事業
- ③ 障害、もしくは、こころの問題に対応する人材の育成事業
- ④ 障害、もしくは、こころの問題の正しい情報を普及啓発するための講演事業
- ⑤ 障害、もしくは、こころの問題を抱えた人の就業支援ならびに情報の提供事業
- ⑥ 障害、もしくは、こころの問題を抱えた人を支援する団体に対するコンサルティング事業
- ⑦ 障害、もしくは、こころの問題を抱えた人の送迎
- ⑧ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑨ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

- ⑩ 社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業としての学童保育の運営等に関する事業
- ⑪ 地域の子育てに関する相談、情報提供等の支援事業
- ⑫ 地域の子育て状況等把握のための、諸団体との情報交換及び交流事業
- ⑬ 子どもが安全で健やかに成長することのできる町づくりのための啓発事業
- ⑭ 食事を提供する事業
- ⑮ 居場所を提供する事業
- ⑯ IT設備の開発並びに管理する事業
- ⑰ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑳ 障害、もしくは、こころの問題にかかわる事業所の業務管理
- ㉑ 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業
- ㉒ 社会的養護を必要とする青少年の居場所の運営及び自立支援事業
- ㉓ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居に係る情報提供及び相談
- ㉔ 住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する相談及び助言（見守り、生活支援等）
- ㉕ 介護保険法に基づく介護員養成研修事業
- ㉖ 前各号に掲げる事業に附帯する事業
- ㉗ その他、目的を達するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の活動に参画する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の活動を支援する個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川添 敏弘
副理事長	猪瀬 厚
理事	宮秋 道男
同	渡辺 智英
監事	森川 隆司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- | | |
|------|----------|
| ①入会金 | 0 円 |
| ②年会費 | 20,000 円 |

(2) 一般会員

- | | |
|------|----------|
| ①入会金 | 0 円 |
| ②年会費 | 10,000 円 |

(3) 賛助会員

- | | |
|---------|-----------------|
| ①入会金 | 0 円 |
| ②年会費 1口 | 10,000 円 (1口以上) |

上記は、定款の謄本であることを証明します。

特定非営利活動法人つくば心理支援総合研究所

代表者氏名 渡辺 智英

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 つくば心理支援総合研究所

1 事業実施の方針

令和8年度は、放課後等デイサービス「あんじんアカデミア生田校」、相談支援事業所「就労支援センターあんじん」、就労継続支援B型事業所「あんじん古の花」と就労継続支援B型事業所「あんじん初風」を行う。相談支援事業所「あんじん苺」は、「就労支援センターあんじん」と改称し、障害者ならびに障害児への相談支援業務を引き続き実施する。

令和9月2月を目処に「あんじんアカデミア神立校」を開設する。

新たに、(仮称) 自立支援センター「あんじん」、(仮称)「福祉住宅相談センターあんじん」、(仮称)「福祉専門職育成センターあんじん」の開設を準備し、令和9年度内の開設を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	放課後等デイサービス あんじんアカデミア生田校	(A) 年度当初より令和9年3月末まで実施 (B) 土浦市生田町に設置 (C) 10名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ3,600人	36,000
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	放課後等デイサービス あんじんアカデミア神立校	(A) 令和9年2月開始予定 (B) 土浦市神立町に設置 (C) 10名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E)延べ200人	120
児童福祉法に基づく 障害児相談支援事業、ならびに、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	障害児者相談支援事業 相談支援センターあんじん	(A) 年度当初より令和9年3月末まで (B) 土浦市生田町に設置 (C) 4名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E)延べ360人	22,000

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援 B 型事業 あんじん古の花	(A) 年度当初より令和 9 年 3 月末まで (B) 土浦市生田町に設置 (C) 10 名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ 2,400 人	45,450
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援 B 型事業 あんじん初風	(A) 年度当初より令和 9 年 3 月末まで (B) 土浦市生田町に設置 (C) 10 名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ 1,500 人	34,000
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居に係る情報提供及び相談、ならびに、住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する相談及び助言	仮称)「福祉住宅相談センターあんじん」の開設準備	(A) 令和 8 年 1 月より準備を開始 (B) 土浦市内 (C) 1 名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ 10 人	300
児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業、ならびに、社会的養護を必要とする青少年の居場所の運営及び自立支援事業	仮称) 自立支援センター「あんじん」の開設準備	(A) 令和 8 年 1 月より準備を開始 (B) 土浦市内 (C) 1 名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ 10 人	300
介護保険法に基づく介護員養成研修事業	仮称)「福祉専門職育成センターあんじん」の開設準備	(A) 令和 8 年 1 月より準備を開始 (B) 土浦市内 (C) 1 名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ 10 人	300

(2) その他の事業
実施予定なし

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 つくば心理支援総合研究所

1 事業実施の方針

令和9年度は、放課後等デイサービス「あんじんアカデミア生田校」、相談支援事業所「就労支援センターあんじん」、就労継続支援B型事業所「あんじん古の花」、「あんじん初風」を行う。年度内に仮称)自立支援センター「あんじん」、仮称)「福祉住宅相談センターあんじん」、仮称)「福祉専門職育成センターあんじん」の開設を準備し、年度内の開設を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	放課後等デイサービス あんじんアカデミア生田校	(A) 年度当初より令和10年3月末まで実施 (B) 土浦市生田町に設置 (C) 10名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ3,600人	36,000
児童福祉法に基づく 障害児通所支援事業	放課後等デイサービス あんじんアカデミア神立校	(A) 年度当初より令和10年3月末まで実施 (B) 土浦市神立町に設置 (C) 10名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ200人	36,000
児童福祉法に基づく 障害児相談支援事業、ならびに、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	障害児者相談支援事業 相談支援センターあんじん	(A) 年度当初より令和10年3月末まで (B) 土浦市生田町に設置 (C) 4名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ360人	30,000

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業 あんじん古の花	(A) 年度当初より令和10年3月末まで (B) 土浦市生田町に設置 (C) 10名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ2,400人	43,600
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業 あんじん初風	(A) 年度当初より令和10年3月末まで (B) 土浦市生田町に設置 (C) 10名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ2,400人	43,600
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居に係る情報提供及び相談、ならびに、住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する相談及び助言	仮称)「福祉住宅相談センターあんじん」開設	(A) 令和9年5月開設 (B) 土浦市内に準備 (C) 2名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ100人	1,220
児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業、ならびに、社会的養護を必要とする青少年の居場所の運営及び自立支援事業	仮称) 自立支援センター「あんじん」の開設準備 令和10年2月開設予定	(A) 令和10年2月開設 (B) 土浦市内 (C) 2名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ360人	1,500
介護保険法に基づく介護員養成研修事業	仮称)「福祉専門職育成センターあんじん」の開設準備 令和9年4月学生募集開始	(A) 令和9年4月学生募集開始予定 (B) 土浦市内に準備 (C) 2名	(D) 土浦市、阿見町、つくば周辺市町村 (E) 延べ10人	2,000

(2) その他の事業
実施予定なし

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の計算書類（活動計算書）」）

令和8年度 活動計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 つくば心理支援総合研究所

（単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
障害サービス事業収益	140,000,000		
		140,000,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			140,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	75,000,000		
賞与手当	4,500,000		
出向料	700,000		
法定福利費	9,000,000		
福利厚生費	150,000		
人件費計	89,350,000	✓	
(2) その他経費			
広告宣伝費	1,500,000		
旅費交通費	3,300,000		
交際費	500,000		
会議費	1,000,000		
車両費	3,000,000		
通信費	1,500,000		
水道光熱費	2,000,000		
租税公課	1,000,000		
消耗品費	3,500,000		
事務用品費	20,000		
貸借料	900,000		
リース料	700,000		
修繕費	3,000,000		
保険料	1,800,000		
支払手数料	1,600,000		
諸会費	100,000		
減価償却費	1,900,000		
地代家賃	5,000,000		
研修図書費	500,000		
業務委託費	1,700,000		
作業工賃	8,000,000		
食材費	5,000,000		

雑費	800,000		
消費税等	800,000		
その他経費計	49,120,000		
事業費計		138,470,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			138,470,000
当期経常増減額			1,530,000
III 経常外収益			
1. 受取利息	80,000		
2. 雑収入	3,000,000		
3. 固定資産売却益	17,150		
4. 営業権売却益	0		
経常外収益計		3,097,150	
IV 経常外費用			
1. 支払利息	800,000		
経常外費用計		800,000	
税引前当期正味財産増減額			3,827,150
法人税、住民税及び事業税			100,000
当期正味財産増減額			3,727,150
前期繰越正味財産額			221,387
次期繰越正味財産額			3,948,537

令和9年度 活動計算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人 つくば心理支援総合研究所
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金		0	
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等		0	
受取民間助成金	0		
4. 事業収益		0	
障害サービス事業収益	200,000,000		
5. その他収益		200,000,000	
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計		0	
II 経常費用			200,000,000
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	100,000,000		
賞与手当	8,000,000		
出向料	700,000		
法定福利費	13,000,000		
福利厚生費	5,000,000		
人件費計	126,700,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	3,000,000		
旅費交通費	5,000,000		
交際費	500,000		
会議費	1,000,000		
車両費	6,000,000		
通信費	1,500,000		
水道光熱費	3,000,000		
租税公課	2,000,000		
消耗品費	5,000,000		
事務用品費	20,000		
貸借料	2,000,000		
リース料	1,000,000		
修繕費	5,000,000		
保険料	1,800,000		
支払手数料	1,600,000		
諸会費	100,000		
減価償却費	1,900,000		
地代家賃	8,000,000		
研修図書費	500,000		
業務委託費	1,700,000		
作業工賃	8,000,000		
食材費	7,000,000		

雑費	800,000		
消費税等	800,000		
その他経費計	67,220,000		
事業費計		193,920,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			193,920,000
当期経常増減額			6,080,000
III 経常外収益			
1. 受取利息	80,000		
2. 雑収入	3,000,000		
3. 固定資産売却益	17,150		
4. 営業権売却益	0		
経常外収益計		3,097,150	
IV 経常外費用			
1. 支払利息	800,000		
経常外費用計		800,000	
税引前当期正味財産増減額			8,377,150
法人税、住民税及び事業税			100,000
当期正味財産増減額			8,277,150
前期繰越正味財産額			3,948,537
次期繰越正味財産額			12,225,687